

## 令和元年度 基本評価における一次政策評価の実施方針（教育委員会）

### 1 趣旨

北海道政策評価条例（平成14年北海道条例第1号）第5条第1項の規定に基づき、北海道教育委員会が行う令和元年度基本評価（施策評価及び事務事業評価）に関する実施方針を定める。

### 2 基本的な考え方

令和元年度政策評価基本方針第2の1（4）及び（5）の規定により、基本評価（施策評価及び事務事業評価）における一次政策評価を実施する。

なお、評価に当たっては、北海道総合計画（以下「総合計画」という。）に掲げる政策目標の実現に向けて、施策評価と事務事業評価を一体的に実施するものとする。

#### （1）施策評価

施策評価に当たっては、総合計画の政策体系に沿って、重点戦略計画、北海道教育推進計画 2018年度～2022年度（平成30年度～平成34年度）（以下「教育推進計画」という。）などの関連する施策と一体的に推進管理を行うとともに、平成30年度の施策評価を踏まえ、限られた行財政資源の最大限の活用を図る観点から、目標・指標などの具体的な根拠に基づき、政策目標の実現に向けた施策の点検・検証を行い、今後の施策展開の基本的な考え方や方向性などを明らかにする。

#### （2）事務事業評価

事務事業評価に当たっては、事業費に加えて事務や事業の実施に係る人件費を含めたフルコストによる評価とし、施策目標の実現と、事業の効果的かつ効率的な執行を図る観点により、前例にとらわれない意識のもと、施策評価と一体的に点検・検証を行うとともに、平成30年度の事務事業評価を踏まえ、改善等を要する事務事業の再構築（スクラップ・アンド・ビルト）を徹底するなど、限られた行財政資源を最大限に活用することにより、道政上の課題への対応と規律ある財政運営との両立を図るものとする。

### 3 評価の対象

#### （1）施策評価

総合計画の政策体系に沿って整理した施策とする。

#### （2）事務事業評価

令和元年8月1日現在で令和元年度予算に計上されている事業（以下「予算事業」という。）及び職員配置の基礎となっている分掌事務のうち、3（1）で定める施策を構成し、改善等を要する事務事業とする。

### 4 評価の単位

#### （1）施策評価

目標管理型行政運営システム実施要綱に基づき、総合計画の政策体系に沿って整理された施策を単位とする。

## (2) 事務事業評価

ア 予算事業については、令和元年度北海道予算に関する説明書の説明欄に記載の事業を構成する細事業とする。

イ 予算事業以外の事務事業（許認可事務や予算事業実施に係る内部管理事務など）については、総合政策部政策局計画推進課が定めるマニュアルに基づき設定する。

## 5 評価の視点

### (1) 施策評価

ア 施策目標の達成状況

施策目標の達成状況や達成するまでの課題など、道政上の課題への対応

イ 施策間の連携状況等

関連する施策間・部局間での相互連携や多様な主体による連携・協働の推進など、行政サービスの質の維持向上への対応

ウ 施策の緊急性、優先性

社会経済情勢の変化や道民の要請等を踏まえた緊急的・優先的な取組や新たな課題等への対応

### (2) 事務事業評価

ア 事務事業の有効性

施策の目標達成状況、国・市町村・民間との役割分担、緊急性・優先性など

イ 事務事業のコスト

施策水準の妥当性、対象・手段、効果的・効率的な予算執行など

ウ 事務事業の執行体制

執行体制の簡素化・効率化、関連事務との集約化など

## 6 評価の時点

評価の時点は中間評価とし、令和元年8月1日現在の進捗状況等に基づき評価を実施する。

## 7 評価の実施方法

### (1) 基本評価調書の作成等

ア 本庁各課・参事（以下「各課」という。）は、基本評価調書（別紙様式。以下「評価調書」という。）を作成し、8月13日までに総務政策局教育政策課に提出する。

イ 総務政策局教育政策課は、各課が作成した評価調書をとりまとめ、8月19日までに知事（総合政策部政策局計画推進課）に提出する。

### (2) 留意すべき点検事項

事務事業については、上記5（2）により点検・検証を実施するほか、特に次の事項についても点検・検証を実施する。

ア 前年度に二次政策評価意見を付した事務事業

前年度二次政策評価意見への対応状況や改善状況、意見内容に即した推進状況などを点検する。

イ 行財政運営方針の行政改革の取組の推進事項に関する事務事業

「業務改革工程表」の年度計画に沿った取組が行われているか点検する。

## 8 外部意見の反映

評価の客観的かつ厳格な実施を図るため、評価の過程において、北海道政策評価委員会基本評価等専門委員会（以下「専門委員会」という。）から意見を聴取するなど、外部意見の活用に努めるものとする。

## 9 評価結果の反映

評価の結果については、総合計画、重点戦略計画、教育推進計画など関連する知事公約の推進管理等（行財政運営方針の「業務改革工程表」を含む。）並びに重点政策の展開、予算の編成・執行及び組織・機構の整備等に適切に反映させるものとする。

## 10 評価に関する情報の公表

評価に関する情報（評価調書、評価の結果等）については、道民にとって容易に入手できる方法により積極的な公表に努めるとともに、縦覧及び配付用資料の配付などを行うものとする。

## 11 政策評価の充実

P D C A サイクルに基づく成果志向の行財政運営基本システムの強化に向けて、政策評価制度の改善・充実に努めるとともに、政策評価に関する研修機会の確保や評価実施マニュアルの作成など職員の資質の向上に努めるものとする。

## 12 道民参加の推進

- (1) 評価の実施に当たっては、北海道のホームページのほか各種広報媒体による意見の公募など、道民が意見を述べる機会が確保されるように努めるとともに、道民の意見の政策評価への適切な反映に努めるものとする。
- (2) 道民の意見の政策評価への反映状況については、適時に公表する。

## 13 留意事項

- (1) 評価調書の作成に当たっては、道民への説明責任を果たすよう、できるだけ分かりやすく、客観的な記述とすること。
- (2) 評価に当たっては、企画・予算・組織の各部門が連携を強化して実施すること。
- (3) 評価の時点以降において、施策及び事務事業の内容に大きな変更が生じた場合は、速やかに総務政策局教育政策課と協議すること。

総務政策局教育政策課は、協議を受けた施策及び事務事業について、速やかに総合政策部政策局計画推進課と協議すること。

## 14 実施に係る細目

その他評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。